

瀬戸市告示第126号

平成23年瀬戸市告示第13号（瀬戸市道路占用料条例第7条及び瀬戸市公共用物の管理に関する条例第10条に規定する占用料の減免について）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和4年12月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
占用物件の種類	区分	減免率	占用物件の種類	区分	減免率
<省略>			<省略>		
ガス事業法（昭和29年法律第51号） <u>第2条第12項</u> に規定するガス事業者が設けるガス管	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>
	その他 のガス 管	東邦瓦斯株式会社及び	<省略>	その他 のガス 管	東邦瓦斯株式会社に係
		東邦ガスネットワーク			るもの
		株式会社に			
	係るもの				
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>			<省略>		
備考 「東邦瓦斯株式会社」とは、次の法人をいう。					
住所 名古屋市熱田区桜田町19番18号					
名称 東邦瓦斯株式会社					